

令和7年度 富山県済生会高岡病院 看護師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画（最終評価）

1.看護師の負担の軽減および処遇の改善に資する体制

評価方法:100%を「達成」、80%を「ほぼ達成」、80%未満を「未達成」として評価

分野	現状	計画	具体的な取り組み	評価(実績見込みによる) 令和7年度
ア 看護師の負担の軽減および処遇の改善に関する責任者				
	・看護師の負担の軽減および処遇の改善に関する責任者を選出している 診療部長 吉田徹(委員長)	・看護師の負担の軽減および処遇の改善に関する責任者の選出の継続	・看護師の負担の軽減および処遇の改善に関する責任者の選出	達成 看護師の負担軽減等推進委員会の委員長(吉田徹診療部長)を責任者として委員会を開催し、情報を把握・共有した
イ 看護師の勤務状況の把握				
(ア)勤務時間	・勤怠管理システムの勤務時間管理簿に記録、入力する方法により、看護師の勤務時間の把握を行っている	・看護師の勤務時間の把握を行い、特定の看護師に業務負担が集中していないかチェックする	・勤怠管理システムに入力されたデータに基づき、勤務時間及び超過勤務時間を把握 ・衛生委員会によるチェックの実施	達成 時間外勤務時間を毎月衛生委員会でのデータを元に把握でき現場にフィードバックした。また、今年度「業務量調査」を実施し、どの業務が時間外になっているか現在分析中である。
(イ)二交代の夜勤にかかる配慮	・勤務後の暦日の休日を確保している。 ・2時間の休憩時間を確保している	・勤務後の暦日の休日を確保する。 ・2時間の休憩時間を確保する	・勤務後が暦日の休日になるように勤務表を作成する ・土日の2連休を月に1回は入れる。できない場合は土か日を含んだ2連休を入れるよう努める	達成 勤務計画を確認し、できるだけ業務改善をした。休憩は分割休憩を含め、取得できた。
(ウ)3交代の夜勤にかかる配慮	・夜勤後の暦日の休日確保に努めているが、一部暦日以外の休暇を当てている	・夜勤後の暦日の休日を確保する	・夜勤後が暦日の休日になるように勤務表を作成する ・土日の2連休を月に1回は入れる。できない場合は土か日を含んだ2連休を入れるよう努める	達成 勤務表作成時に十分なチェックを行い、連休の取得ができるよう修正した。
ウ 他職種からなる役割分担推進のための委員会または会議				
	・医師、看護師、医療技術職、事務員、医師事務作業補助者出席による「看護師の負担軽減等推進委員会」を定期的に開催し看護師の負担軽減及び処遇改善の計画を策定し、取組状況について分析・評価を行っている ・「衛生委員会」を定期的に開催し、看護師の超過勤務状況を毎月把握し、特定の看護師に業務負担が集中していないかチェックしている	・「看護師の負担軽減等推進委員会」「衛生委員会」では、看護師の業務内容について精査し、負担の軽減に資する事項を随時チェックする ・超過勤務時間のチェックを行い、過重労働にならない環境作りを目指す	・定期的に委員会を開催し、各職種からの意見をくみ上げて業務負担の軽減を推進する	達成 「看護師の負担軽減等推進委員会」を隔月開催し、看護部の時間外勤務が減少していることを確認し、把握・共有した。
エ 看護師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画				
	・「看護師の負担の軽減及び処遇に改善に資する計画」を策定し、計画項目について達成度のチェックを実施している	・過年度の達成状況を踏まえ、当該年度の「看護師の負担の軽減及び処遇に資する計画」を策定する	・過年度計画について、院内各部門・職種において達成項目の達成状況をチェックする。結果に基づき当該年度の計画を策定する	達成 達成度に関して、委員会にて確認、または半年に1回の評価と最終評価にて確認している。
オ 看護師の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開				
	・策定した計画をホームページで公開・周知している	・年度ごとに本計画の内容と評価を公開する	・令和7年度の計画内容と評価については、委員会での報告を通して職員へ周知する	達成 年度初めに計画をホームページと電子カルテにアップした。委員会にて、各部署で周知するように呼びかけた。
(2) 看護師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容				
ア 業務量の調整				
	・時間外労働がなるべく発生しないよう、業務量や勤務体制を調整し管理している	・適切に業務量や勤務体制を調整・管理する	・時間外労働が発生しないよう勤務体制を調整し、勤務前に業務量確認し、入院患者受け入れ等の業務を割り振る	ほぼ達成 早出、遅出などの多様な勤務の工夫を行い、業務負担を割り振って実施できた。
イ 看護師と他職種との業務分担				
薬剤師	・薬剤に関する質問・相談・依頼に対してその都度対応している	・薬剤に関する質問・相談・依頼に対して適切に対応する	・看護師からの薬剤に関する質問・相談・依頼に対して必要であれば医師に変更等の提案をしたりメーカーに問い合わせるなど対応する	達成 すべての質問に対応している
	・内科外来の持続血糖測定用の物品を管理している	・内科外来の持続血糖測定用の物品を管理する	・患者毎に出納簿を作成し使用状況を確認し、管理する	達成 すべての持続血糖測定用の物品の管理をしている
臨床検査技師	・翌日の病棟採血管準備は22時のオーダー分までは検査技師が作成している。	・22時以降でも依頼があれば協力して作成する。	・分からない採血管があれば電話対応等で協力して準備する。	達成 協力し採血管を作成している
	・検査システムで検査オーダーがあるが検体未提出となっている場合がある	・未提出検体を確認し病棟へ連絡する	・決まった時間に未提出検体がないか確認する	達成 定時に未提出検査を確認し、病棟へ連絡している。また、救急からの未提出検査は救急室へ連絡できている。

	分野	現状	計画	具体的な取り組み	評価(実績見込みによる) 令和7年度
イ	管理栄養士	・食事オーダー方法、食事内容の相談、嗜好調査依頼、栄養指導依頼等に対しその都度対応している。管理栄養士は病棟担当を決め相談しやすい体制をとっている	・食事オーダー方法、食事内容の相談、嗜好調査依頼、栄養指導依頼等に対し適切に対応する	・情報を共有し連携を強化する	嗜好調査、栄養指導依頼はすべて対応した。
		・安全な食事を提供するため食事情報、食事内容の確認を行っている	・安全な食事を提供するため食事情報、食事内容を確認し、誤配膳を防ぐ。	・食事点検時に共通した方法で確認する	毎食全食事の点検を行い病棟に提供している。
	診療放射線技師	・看護師が発注した物品の整理を行っている	・保管場所が分かる物品については、技師サイドで保管場所に収納する	・使用頻度の高い物品の保管場所を把握し対応する	ほぼ達成されている。今後は手技の変更などによりアップデートが必要。
	初診AI問診センター(事務員)	・AI問診実施後に、不足している情報があれば看護師が追加問診を行っている	・タブレット入力に至るまでの流れを見直し、短時間で効率良く問診聴取ができるようにする ・各科の意見・要望をもとに問診内容を見直し、問診の精度を高める	・所要時間の把握 ・タブレット入力に至るまでの手順を見直す ・現状把握及び各科から意見・要望などを集める	WEB問診運用範囲の拡大および問診対象者の限定(一部の患者は紹介状・内服入力のみとすること)により回転率は向上し、取り組み前と比較して問診の待ち時間はやや短縮した。
ウ 看護補助者の配置					
		・夜間看護補助者を配置し、看護師業務をタスクシフトしている	・各病棟で夜間看護補助者を活用する	・夜間看護補助者欠員の際の速やかな人員補充 ・業務のタスクシフトを実施する ・タスクシフト可能な業務を移行する	ほぼ達成 夜間の看護補助者の確保が難しく、勤務場所の異動を柔軟に行い時間確保できた。派遣会社と常に情報交換し、人材確保に努めた。
エ 短時間正規雇用の看護師の活用					
		・短時間正規雇用の看護師を各部署に配置している	・短時間正規雇用の看護職員を活用する	・欠員のある部署への配置 ・病棟への配置	達成 平均して配置できるよう調整した。
オ 多様な勤務形態の導入					
		・夜勤専従・ロング夜勤など、多様な勤務形態を導入している	・勤務間インターバルの導入 正循環(準→休→深→日) 勤務の導入	・勤務間インターバルを導入し勤務体制が継続できるようにする ・正循環勤務の継続	達成 勤務間インターバルは100%実践できた。
カ 妊娠・子育て中・看護中の職員に対する配慮					
		・希望する職員に、休暇の取得、労働時間の短縮等の配慮を行っている。また、状況に応じて部署の配置転換を行っている	・育児短時間勤務者が夜勤ができやすい環境作りと、回数に相談に応じて対応する ・状況に応じて部署の配置転換を行う。 ・自施設夜間保育等の利用	・育児短時間者が月に3回以上の夜勤ができるように勤務調整する。 ・状況に応じて部署の配置転換を行う ・必要時に夜間保育等が利用できるよう、自施設保育園との連携を密にし、情報共有して対応する	ほぼ達成 実施できている。夜間保育の定員オーバーにより、夜間に預けられなかった場合は期間を決めて夜勤をせず、可能になった時点で夜間保育に預け、夜勤を実施できた。
キ 夜勤負担の軽減					
		・夜勤専従者の体調管理 ・育児短時間勤務者の夜勤推進を実施 ・月の夜勤回数が8~9回(72時間)までであることをチェックしている ・DXを活用している	・夜勤専従者との面談 ・職員の希望を取り入れる ・月の夜勤回数の上限を設定し、チェックする ・育児短時間勤務者の夜勤数/育児短時間勤務者=50%以上を目標とする	・夜勤専従者に面談を行い、体調管理を定期的実施。 ・育児短時間勤務者へ月3回以上夜勤ができているか確認。 ・看護師全体で月の夜勤回数の上限を72時間と設定し、チェックしている ・負担軽減につながる新しい機器の導入を継続して検討する	ほぼ達成 育児短時間者の夜勤導入は定着した。平均夜勤時間に関して72時間を超える月が年度内1回あったが、翌月には超えることなくコントロールできた。来年度は、夜間の業務負担等の具体的な内容を「業務量調査」にて分析し、DX導入等の根拠を出すことが課題である。